

8 法務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成17年1月4日)及び1年ごとに定められる「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、庁舎及び収容施設の施設整備事業等を対象として事業評価方式により事前評価が行われている。また、所掌事務全般にわたって共通の目的を有する行政活動のまとまりを対象として実績評価方式による評価が行われ、特定の行政課題に関連する行政活動のまとまりを対象として総合評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策について、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、法務省ホームページで公表されている。

上記②<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01-03.html> 上記③<http://www.moj.go.jp/RIA/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 9件

政策名「検察権の適正迅速な行使(検察権行使を支える事務の適正な運営)」等9件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、7件(77.8%)である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 7件

庁舎の施設整備事業「松戸法務総合庁舎新営工事」等7件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、5件(71.4%)である。また、事後的検証を行う時期が特定されているものは、5件(71.4%)、効果の把握の方法が特定されているものは5件(71.4%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 2件

法務に関する調査研究「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」及び「高齢犯罪者に関する総合的研究」について、得ようとした効果及び把握された効果は具体的に特定されていない。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値

化等により特定されている評価の割合は、平成 19 年度と比べて減少している。目標に関し達成しようとする水準について、一層、数値化等により特定することが必要である。また、目標が未達成であるにもかかわらず、原因分析がなされていない事例もみられ、これを徹底することが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果、事後的検証を行う時期及び効果の把握の方法を特定しておくことが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成 17 年 1 月 4 日)及び 1 年ごとに定められる「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注 2)。

基本計画において、事後評価は、法務省の主要な政策について、その状況を明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとしている。また、事後評価(事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。)における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とし、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うこととしている。

一方、事前評価は、①法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備(ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。)、②法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策及び③新規事業(①又は②に該当するものを除く。)のうち事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているものを対象として事業評価方式により行うこととされている。

(注 2) 平成 20 年 3 月 28 日に、20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする新たな「法務省政策評価に関する基本計画」及び 20 年度を計画期間とする「法務省事後評価の実施に関する計画」(平成 21 年 1 月 23 日改定)が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成 17 年 1 月 4 日決定)及び「法務省事後評価の実施に関する計画」平成 19 年 4 月 2 日決定)に基づくものである。

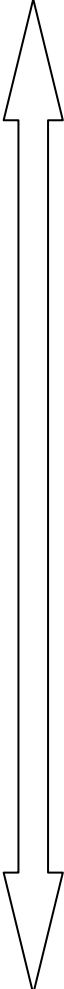
(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－８－①のとおり、事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。事前評価は、事業評価方式により行われている。

(取組状況—義務付け４分野の政策についての政策評価)

義務付け４分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ－８－①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－８－① 法務省における政策評価の取組

評価対象政策	事前評価	事後評価
<p style="text-align: center;">政策 (狭義)</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">施策レベル</p>  <p style="text-align: center;">事務事業 レベル</p> <p style="text-align: center;">一般政策</p>	<p style="text-align: center;"><事業評価方式></p> <p>対象：</p> <p>①新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備（施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。）</p> <p>②新規事業のうち事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの</p> <p>実施状況：平成 15 年 9 月 4 件 16 年 8 月 6 件 17 年 8 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 9 件 20 年 8 月 7 件</p>	<p>対象： 法務省の主要な政策</p> <p>評価方式： 事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除き、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とし、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。</p> <p><実績評価方式></p> <p>実施状況：</p> <p>平成 15 年 7 月 19 件 16 年 7 月 22 件 17 年 7 月 28 件 18 年 8 月 27 件 19 年 8 月 26 件 20 年 8 月 9 件</p> <p><総合評価方式></p> <p>実施状況：</p> <p>平成 15 年 7 月 1 件 16 年 7 月 1 件（中間報告） 17 年 7 月 1 件（中間報告） 18 年 8 月 1 件 18 年 8 月 2 件（中間報告） 19 年 8 月 2 件（中間報告） 20 年 8 月 2 件（中間報告）</p> <p><事業評価方式></p> <p>対象：事前評価の実施対象とする諸施策</p> <p>実施状況：法務に関する研究</p> <p>平成 15 年 7 月 5 件 16 年 7 月 10 件 17 年 7 月 2 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 20 年 7 月 2 件</p>

4 分野 の 政策	義務 付け 規制	事務事業 レベル	<事業評価方式> 対象：法律又は法律の委任に基づく政令の 制定又は改廃により、規制（国民の 権利を制限し、又はこれに義務を課 する作用）を新設し、若しくは廃止 し、又は規制の内容の変更をするこ とを目的とする政策 実施状況：平成20年9月 1件
			<特徴> 法務省の所掌事務全般にわたって施策を単位とした実績評価方式による評価が行われている。また、事務事業を対象とした事業評価方式による評価（事前評価及び事後評価）及び特定の行政課題に関連する施策を対象とした総合評価による事後評価が行われている。

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価についての審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

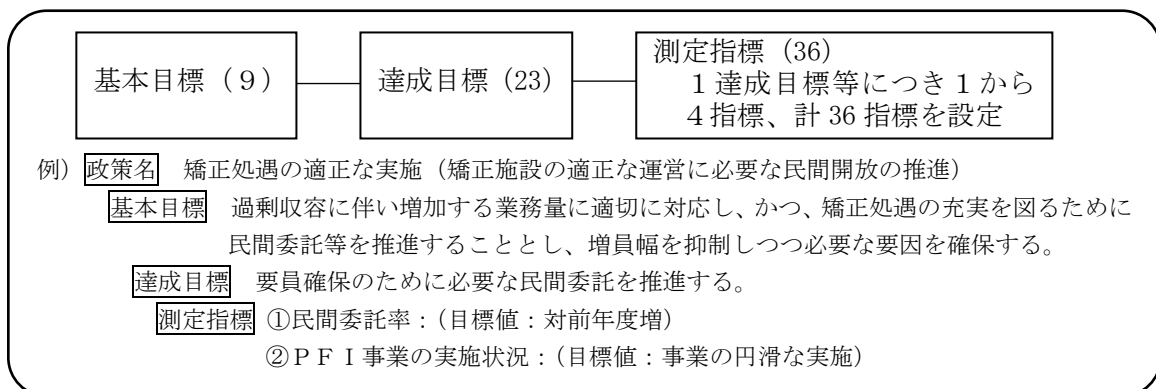
実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表II-8-②のとおり、基本目標が設定され、その下に達成目標が設定されている。そして、達成目標等の下にその達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした9件には、一つの達成目標等の下に1測定指標から4測定指標が設定され、合計で36測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進捗よく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

図表II-8-② 法務省における実績評価方式による評価の基本構造



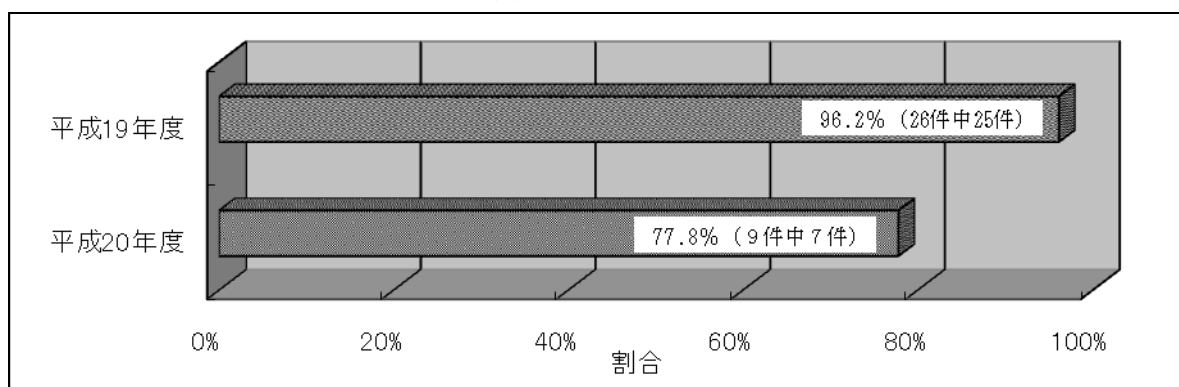
(注) 法務省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－８－③のとおり、77.8%（9件中7件）であり、平成19年度の96.2%（26件中25件）と比べて低くなっている。

図表Ⅱ－８－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された7件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

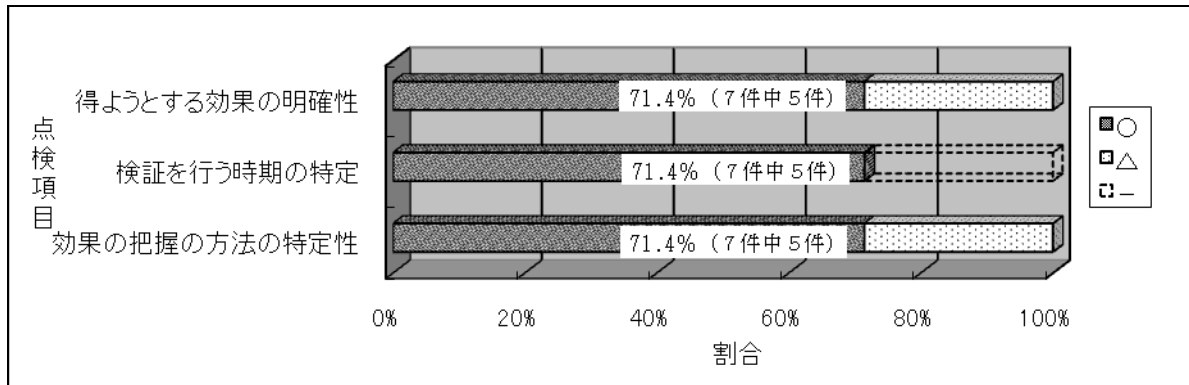
得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－８－④のとおり、7件中5件（71.4%）である。残りの2件（28.6%）については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や手立

てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期及び政策の効果の把握の方法が特定されているものは、図表Ⅱ－８－④のとおり、それぞれ7件中5件（71.4%）である。

図表Ⅱ－８－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のことは説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「—」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「—」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

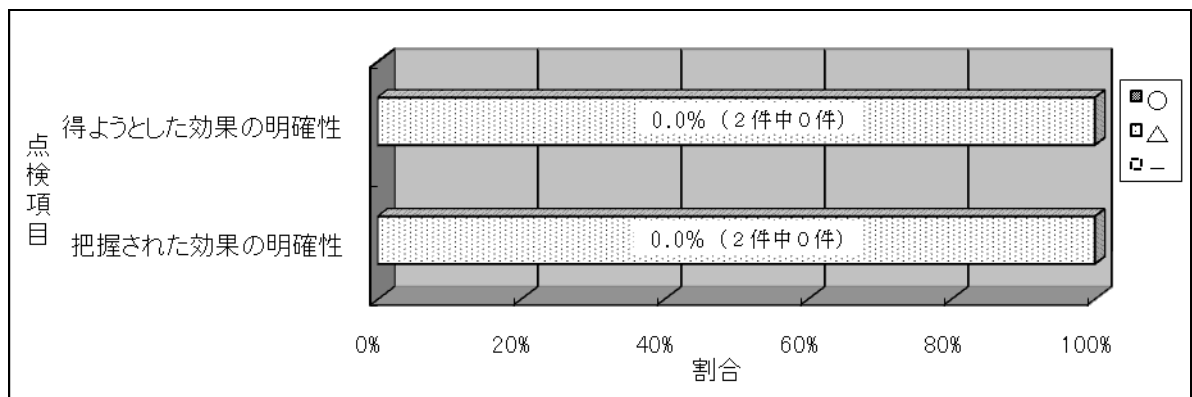
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された2件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

2件すべてについて、図表Ⅱ－８－⑤のとおり、得ようとした効果及び把握された効果は具体的に特定されていない。

図表Ⅱ－８－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「-」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。法務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成19年度と比べて減少している。目標に関し達成しようとする水準について、一層、数値化等により特定することが必要である。また、目標が未達成であるにもかかわらず、原因分析がなされていない事例もみられ、これを徹底することが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合においては、①どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の時期や方法を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

事後評価を事業評価方式により実施する場合においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。